

【支給内容】をご確認いただき、振込先等
に**変更がない場合は返送不要(手続き不要)**です。
振込まで今しばらくお待ちください。

2026 年 10 月 1 日

袋井市長 大場 規之

物価高騰対応重点支援給付金（住民税非課税世帯）
支給のお知らせ

物価高騰対応重点支援給付金（住民税非課税世帯）（以下、本給付金という。）について、2026 年度の住民税非課税世帯に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり支給予定額をお知らせします。

【支給内容】

1 支給方法	口座振込	2 支給額	10,000 円
3 振込先	銀行	支店	(口座番号下3桁のみ表示)
4 振込日	2026 年 11 月 13 日	5 お問い合わせ番号	

【支給対象世帯の要件】（2026 年 9 月 1 日（基準日）に基づく）

次の 1 および 2 を満たす世帯が支給対象となります。

- 1 世帯の全員が、2026 年度個人住民税均等割が課されていません。
- 2 世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

※ 1 および 2 にあてはまらない場合は、専用ダイヤル（電話番号：0538-84-6031）までご連絡ください。
※ 対象者に該当しない場合や不正な手段により支給を受けた場合、給付金を返還していただきます。

【支給内容】のとおりに支給を希望する場合、**手続きは不要です。**

- 振込日に【支給内容】のとおりに振込まれることをご確認ください。
- 通帳には「ブッカコウトウキユウフ」と印字されます。

【本給付金を受給しない、もしくは振込先を変更したい場合】

同封の様式に必要事項を記入いただき、必要書類を同封のうえ、2026 年 10 月 15 日（木曜日）※必着までにご返送ください。

(1) 本給付金を受給しない場合

次の①に本人確認書類の写し（コピー）を添付のうえ、ご返送ください。

- ① 袋井市物価高騰対応重点支援給付金（住民税非課税世帯）受給拒否の届出書
※裏面④参照

(2) 【支給内容】の振込先を変更したい場合

次の①②を同封の返送用封筒でご返送ください。

- ① 袋井市物価高騰対応重点支援給付金（住民税非課税世帯）支給口座登録等の届出書
- ② 受取口座を確認できる書類の写し（コピー）
- ★通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。※裏面⑤参照
- ★振込先口座を変更される場合、上記振込日の 2～3 週間後に振込となります。